苫小牧市自転車用ヘルメット購入補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、苫小牧市自転車用ヘルメット購入補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付目的）

第２条　この要綱は、自転車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）の購入に要する経費の一部を補助することにより、自転車利用者のヘルメットの着用を促進し、自転車に係る交通事故による被害の軽減を図り、市民の安全と安心に資することを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　ヘルメット

自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証等を受けた新品のものをいう。

ア　一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したＳＧマーク

イ　公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したＪＣＦマーク

ウ　欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したＣＥマーク

エ　ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したＧＳマーク

オ　米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したＣＰＳＣ マーク

カ　その他アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、 市長が認めるもの

⑵　販売店

市内に所在する店舗をいう。ただし、インターネット販売及びフリーマーケット等の個人間取引は除く。

⑶　使用者

市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）により記録されている個人かつ、本補助金事業を実施する年度の３月３１日におい

て満１８歳以下又は満６５歳以上でヘルメットを使用する自転車利用者をいう。

⑷　保護者等

未成年者の親権を行う者、使用者を現に監護する者、使用者の親族で、社会通念上、使用者を保護する責任がある者、未成年後見人、成年後見人等をいう。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する使用者及びその保護者等とする。ただし、保護者等は、使用者のヘルメットの購入に要する経費を負担した場合又は使用者の使用するヘルメットに係る申請をする場合に限る。

⑴　住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者

⑵　本市の市税に滞納がない者

⑶　苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例（平成２７年苫小牧市条例第３３号）第２条第１項に規定する暴力団員等と密接な関係を有しない者

⑷　使用者がこの補助金の交付を受けていないこと。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は販売店でのヘルメット購入に要する経費の２分の１とし、２，０００円を上限とする。

２　補助金額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第６条　補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、苫小牧市自転車用ヘルメット購入補助金交付申請書兼実績報告書（第１号様式）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて市の指定する期日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

⑴　申請者及び使用者の住所、氏名、生年月日が確認できるもの

⑵　本補助金事業を実施する前年度の１月１日以降に補助対象経費の支払手続が完了したことを証する書類の写し

⑶　第３条第１号アからカに掲げる認証の確認ができるもの

⑷　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

⑸　誓約書兼同意書

（補助金の交付決定等）

第７条　市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付を決定し、苫小牧市自転車用ヘルメット購入補助金交付決定通知書兼確定通知書（第２号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第８条　前条第１項の規定による通知を受けた者（以下「受給者」という。）は、速やかに苫小牧市自転車用ヘルメット購入補助金請求書（第３号様式）を提出するものとする。

（交付決定の取消及び返還）

第９条　市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

⑴　第４条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。

⑵　虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

⑶　この要綱の規定に違反したとき。

⑷　その他市長が補助金の交付を不適当と認めたとき。

（検査等）

第１０条　市長は、ヘルメットについて、受給者に対し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

（財産の管理及び処分の制限）

第１１条　受給者は、補助金の交付の対象となったヘルメットについて、適正に使用し、１年間は補助金の交付の目的に反して使用、譲渡し、交換、貸付け、売却又は廃棄等の処分をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

⑴　天災等による破産等、受給者の責めに帰すべき事由以外の事由でヘルメットを処分するとき。

⑵　受給者の病気等の事由により自転車の利用が困難になったとき。

⑶　その他市長が認めたとき。

（免責）
第１２条　市長は、ヘルメット使用時等に発生した事故、故障等について、その責めを負わない。

（その他）
第１３条　この要綱の実施に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附則
（施行期日）
この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附則
（施行期日）
この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附則
（施行期日）
この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

附則
（施行期日）
この要綱は、令和８年１０月１５日から施行する。

第１号様式（第６条関係）

令和　　年　　月　　日

苫小牧市自転車用ヘルメット購入補助金交付申請書兼実績報告書

苫小牧市長　様

補助申請者	
住　　所	〒　　－
フリガナ	
氏　　名	
生年月日	年　　月　　日
電話番号	（　　）　　－

苫小牧市自転車用ヘルメット購入補助金交付要綱第６条の規定により、次のとおり申請します。

ヘルメットの使用者			
フリガナ		生年月日	申請者との関係
氏　　名		年　　月　　日	

購入したヘルメット		
メーカー 品名・品番	安全認証等※1	購入価格（税込）
		円
補助申請金額※2		円

※　１　安全認証等：SG、JCF、CE、GS、CPSC

※　２　補助申請金額：　購入価格の 1/2（上限 2，000 円）

添付書類

⑴　申請者及び使用者の住所、氏名、生年月日が確認できるもの

⑵　補助対象経費の支払手続が完了したことを証する書類の写し

⑶　安全認証等の確認ができるもの

誓約書兼同意書

下記の内容を読んで、□にチェックしてください。

【誓約事項】次の事項を確認し、誓約します。

□　この書類に記載したヘルメットの使用者は、 過去にこの補助金の交付は受けていません。

□　この書類に記載したヘルメットの使用者本人が着用し、転売、譲渡等を目的としたものではありません。

□　購入したヘルメットは新品であり、中古品（未使用品含む）ではありません。また、安全基準の認証を受けているものです。

□　購入したヘルメットを１年以上使用します。

□　苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例第２条第１項に規定する暴力団員等と密接な関係を有するものではありません。

□　補助金の交付を受けたヘルメットの使用時等に発生した事故、故障等について、市が一切の責任を負わないことについて了承します。

□　補助金交付後、この補助金の要件を満たしていないこと、虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明し、交付決定が取り消された場合は、指示に従い速やかに補助金を返還します。

【同意事項】次の事項を確認し、同意します。

□　この書類等により市が入手する個人情報に関し、この補助金の目的の範囲内において使用されることについて同意します。

□　この補助金の交付事務に必要な内容に関し、住民基本台帳及び税情報を閲覧することについて同意します。

令和　　年　　月　　日

（申請者）

氏名

第２号様式（第７条関係）

苫小牧市指令地支第　　号
令和　　年　　月　　日

申請者氏名　様

苫小牧市長

苫小牧市自転車用ヘルメット購入補助金交付決定通知書兼確定通知書

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった苫小牧市自転車用ヘルメット購入補助金について、苫小牧市自転車用ヘルメット購入補助金交付要綱第７条の規定により、次のとおり通知します。

使用者	
メーカー 品名・品番	
交付金額 （確定金額）	

第３号様式（第８条関係）

令和　年　月　日

苫小牧市自転車用ヘルメット購入補助金請求書

苫小牧市長　様

申請者　　住所
氏名
（電話番号）

令和　年　月　日付で苫小牧市指令地支第　　号で補助金の交付を決定された苫小牧市自転車用ヘルメット購入補助金について、苫小牧市自転車用ヘルメット購入補助金交付要綱第８条の規定により、次のとおり補助金を請求します。

補助金交付請求額　　円

補助金振込先

<table>
<tr><td rowspan="7">振込先口座
（申請名義の口座に限る）</td><td>金融機関名</td><td colspan="7">銀行・農協・信用組合
信用金庫・労働金庫</td></tr>
<tr><td>店　　名</td><td colspan="7">本店・支店
出張所・支所</td></tr>
<tr><td>預金種別</td><td colspan="7">普通　・　当座</td></tr>
<tr><td>フリガナ</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>口座名義人</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">口座番号
（右詰めで記入）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="7">（注）ゆうちょ銀行の場合は、「記号番号」を記入せず、「支店名」、「口座番号」をそれぞれの欄にご記入ください。</td></tr>
</table>

※振込先のわかるもの（通帳の写し、キャッシュカードの写し等）を添付してください。